

中央教育審議会 教育振興基本計画部会

『次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）』に対する意見

日本私立大学協会
令和5年1月20日

教育振興基本計画は、平成20年の第1期計画策定以降、高等教育分野においては、大学教育の質的転換を促進し、学生の経済的支援策である修学支援新制度を設けるなど、教育基本法に基づく我が国の教育振興のための中長期的な総合的計画の機能を担ってきた。

この度の「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」（以下、審議経過）については、そのとりまとめに当たられた中央教育審議会教育振興基本計画部会のご努力を多とする。

その上で、私立大学の視点から下記の諸点について意見を申し上げるが、審議経過全体を貫いては、なお次の点に対する配慮が必要と考えるので、冒頭に指摘しておきたい。

- ウェルビーイングに代表されるように、その内容や趣旨については理解できるものの、まだ日本社会に定着したとは言い難い外来語の使用については抑制的であることが望ましい。
- 高等教育関連では、成長分野のほか、イノベーション人材やデジタル人材の育成など理工分野に傾斜した感が否めない。その重要性は理解するものの、教育振興基本計画が我が国の中長期的な総合的計画という性格を鑑みれば、先行き不透明な未来を見据え、まずはこうした重点措置の前提として、各学問分野の調和ある発展とそのための基盤的な支援策とが明記されるべきと考える。「選択と集中」により我が国の研究力は低下したと言われるが、教育において同様の事態を招くことがあってはならない。

1. 私立大学を中核とした高等教育のグランドデザインの構築について（p65関連）

- 私立大学は、建学の精神に基づく多様で特色ある教育と学術研究とにより、国や地域のリーダー層から、我が国の強味である分厚い中間層に至るまで、社会の様々なニーズに対応した人材を輩出してきた。
- これに加え、私立大学ではファッションやアニメーションなどのコンテンツ産業分野、看護や栄養などの医療・福祉分野、経営や商学などのビジネス分野など、戦前から今日までの産業構造の変化に対応して「新たな学問分野」を開拓し、高等教育の裾野も拡大してきた。
- 一方で、第3期教育振興基本計画において、国公私立の設置者別の役割分担について検討を行うとされたことを受けた、平成30年の中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、私立大学を高等教育の「中核基盤」として支える旨が示されたが、中核に相応しい環境整備が進められているとは到底言い難い状況にある。
- 審議経過では、高等教育全体の規模の検討を進めることが示されているが、これまでに私立大学が我が国の発展に果たしてきた役割や、我が国の大学の約7割超を占め、全学生数の約7割超を占める学生の教育を担っていることを鑑みれば、多様な価値追及を行う私立大学を高等教育の中核に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」の速やかな実現が求められる。

- なお、財政健全化が焦眉の課題である我が国においては、「官」から「民」への流れの加速が不可欠であり、高等教育政策のパラダイムシフトの実現と併せて、国立大学については、国策に基づく世界トップレベルの研究や大学院大学化など国立大学でなければ困難な教育研究に特化するなど、その使命・機能・規模の検討を一層進める必要がある。
- また、公立大学も国からの支出である地方交付税によって運営されているが、地方の中小規模私立大学の地域への貢献は、公立大学と比しても遜色はない。国費の多額な支出を伴う公立大学の増設ありきではなく、国および地方自治体の両者において、まずは民間の教育機関で費用対効果の高い私立大学の活用と支援にその叡智を傾けるべきである。

2. 地方部と都市部の調和ある発展について（p66関連）

- 今年度、教育未来創造会議の第一次提言や5月の財務省建議を踏まえ、定員未充足大学に対する補助金配分の厳格化などが実施されている。修学支援新制度の機関要件においても「直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満」の大学を対象校から外す措置が新たに行われる予定だが、近年の定員未充足の状況のみに着目し、経営の安定性や教育の質を疑問視する傾向を危惧する。
- 私立大学には定員に満たなくとも、地方創生の拠点として地域の人材養成を担っている大学や、教育の質保証に向けて入試で基準に達しなければ入学を許可しない方針をとる大学も存在する。更に、既定の定員超過率を遵守するため、合格発表期限の3月31日まで行われる国公立大学の追加合格により定員未充足が生じる覚悟を持って合格者を決定している実態が私立大学にはあることも考慮されたい。定員充足率はあくまで経営指標の一つにすぎず、定員未充足の状況を過度に重視することは、国土の均衡ある発展や質保証に向けた先進的な取組をも阻害しかねない。
- 日本私立学校振興・共済事業団の調査^{*1}によれば、令和4年度の入学定員充足率が8割未満の大学は116校で、既に全私立大学の約20%を占める状況となっている。少子化が急速に進み、18歳人口の減少が今後更に拡大することが避けられないなかで、定員未充足の大学を公的な支援から排除する政策が続けば、畢竟、人口減に喘ぐ地方から大学教育を受ける機会が奪われ、地方の加速度的な衰退を招来することとなる。
- 定員未充足の問題を偏に大学の責に帰すのではなく、少子化による人口減がもたらす我が国特有の社会問題の一つとして捉え直す時期に来ている。定員未充足であっても、経営努力をし、質の高い教育や社会貢献により、地域の貴重な高等教育機関として存在する私立大学に対しては、むしろ国が積極的に支援する発想の転換が求められ、教育振興基本計画にその旨が記載されることを切に期待する。我が国の未来のため、様々なポリシーの下で展開される高等教育を選択する機会を地方に残したい。
- なお、あわせて地方私立大学の経営を圧迫している「魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の定員増」制度の撤廃も強く求めたい。

※1 日本私立学校振興・共済事業団, 令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向, 2022.9.9

3. 経済的状況によらない質の高い学びの確保について（p66関連）

- 住民税非課税世帯を主とする低所得層を対象とする修学支援新制度の新設により、それ

まで給与所得者で841万円以下までの「中間所得層」の学生に対する経済的支援を行ってきた私立大学等経常費補助金の「授業料等減免制度」が廃止された。これにより、現在、私立大学で学ぶ低所得層と中間所得層の学生の間で、授業料を含む学納金負担に「断絶」とも称される著しい格差が生じている。

- 現在、修学支援新制度については、中間所得層への拡大が検討されているものの、その対象は多子世帯や理・工・農学部の学生に留まり、低所得層と中間所得層の間に生じている格差の解消に向けては不十分と言わざるを得ない。
- 中間所得層への支援強化にあたり、修学支援新制度の対象外となる学生に対して、独自の奨学金制度を設けて経済的支援を行う私立大学については、私立大学等経常費補助金において財政的支援を恒常的に行うことが強く望まれる。私立大学で学ぶ学生に対する経済的支援策については、このような私学助成などによる「機関補助」と修学支援新制度などの「個人補助」の両輪のバランスのもとに講ぜられることが極めて重要と考える。
- 資源に乏しい我が国においては「人財」こそが重要な資源であり、家庭の経済状況に拘らず、望めば誰もが高等教育を受けられる社会の実現が強く望まれる。経済的理由により高等教育へのアクセスを断念させないとともに、入学後の学生が安心して学修に集中できる支援制度が望まれる。
- なお、修学支援新制度では、教育の質保証や経営の安定性との関連が必ずしも明確とは言い難い要件や特定の教育を一律に求めかねない要件を含む「機関要件」によって、設置認可や認証評価などの公的な質保証を受けた高等教育機関であるにもかかわらず、低所得層の学生が学びたい高等教育機関で学べない矛盾が生み出されている。学生の経済的支援を目的とする修学支援新制度においては、「学生に責任のない」機関要件は撤廃されるべきである。

4. 高等教育に対する公財政支出と私立大学等経常費補助金の画期的拡充 (p27-31関連)

- 審議経過では、我が国の教育投資について、OECD諸国など諸外国における公財政支出などの教育投資の状況を参考とし、教育振興基本計画に掲げる目標の達成や施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保すると述べている。
- 我が国の高等教育への公的支出はOECD諸国の中にあって最下層に甘んじており、高等教育の経費負担は大きく家計に依存したままとなっている。近年、高等教育に対して国による大型支援が実施されるようになってはきたが、国立大学と私立大学の間で未だ手つかずとなっている、学部学生一人当たりの公財政支出の格差が約13倍にも及ぶ不合理の早期是正が強く求められる。
- 国立大学の学生も私立大学の学生も我が国の社会の発展に果たす役割の重要性に相異はない。こうした国私間の不合理な格差是正に向けて、改めて我が国の高等教育に対する公財政支出の更なる拡充と、基盤的経費である私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の早期実現が図られるべきである。

おわりに～第4期教育振興基本計画を実効あるものとするために

- この度の審議経過において目標として掲げられたリカレント教育の充実（p55）、イノベーション人材（p45）やデジタル人材（p60）の育成などにあたっては産業界や経済界などの協力による環境整備が不可欠である。これらの施策を実効あるものとするためには、経済産業省や厚生労働省をはじめとする他省庁と連携した施策に踏み込んでいくことも必要である。
- 他にも高等教育機関の連携・統合（p65）や私立学校のガバナンスの強化（p69）をはじめ、私立大学にとって重要な課題が示されている。今後も高等教育の「中核基盤」たる私立大学が、不透明な未来を切り拓く人材育成と、地域のニーズに応え、世界をリードする学術研究とにより、我が国および国際社会に貢献していくためには、その源泉となる私立大学の「自主性」「独自性」「多様性」が尊重されなければならない。

以 上